

# 三越伊勢丹の 福利厚生について

先に説明した人事制度にもあったように三越伊勢丹では従業員が日々の暮らしを安心して送るための様々な制度や組織があります。ここでは今後想定される生活の中でどのようにそれを使っていけば良いのかを紹介していきます。

## 2025年度 三越伊勢丹グループ共済会 制度内容のご案内



サービス内容は雇用形態によりL会員・S会員に分かれます。

**L会員** 月給制社員

**S会員** 時給制社員

※所属の会社により異なる場合があります。

- このご案内は2025年4月現在の制度内容です。
- 制度の変更や契約施設の見直しなどについては、共済会ホームページやLINE等でお知らせいたします。
- 申請には期限があるものがございます。必ず期限内に申請してください。

共済会ホームページ

ベネフィット・ステーション  
「ベネアカウント」登録方法

ベネフィット・ステーション

お祝い

病気・けが

死亡・高度障害

事故・災害

資産形成

育児

介護

融資

退職後

相談・サービス

保養施設

レジャー

日次のページをクリックすると  
各ページにリンクします



このマークが付いている制度のご申請は、  
〈承認ワークフロー〉をご利用ください。



〈承認ワークフロー〉対象外企業にご所属の方は、  
こちらより申請書をご請求ください。

〈共済会ホームページ・LINE@〉 共済会のお知らせやお得情報などを  
随時更新して皆様へ発信しています。

共済会ホームページはベネフィット・ステーションのホームページ内にございます。  
PC・スマートフォン共通 ▶ <https://bs.benefit-one.inc/>

※ログイン方法につきましては、こちらをご参照ください。労働組合HP ▶ <https://www.imgu.or.jp/kyousaikai>



共済会HP  
「ベネフィット・ステーション」  
HP内



LINE@

# 目的

福利厚生には共済会制度と会社制度があります。  
共済会の仕組み、様々なケースで双方の制度を紹介します。

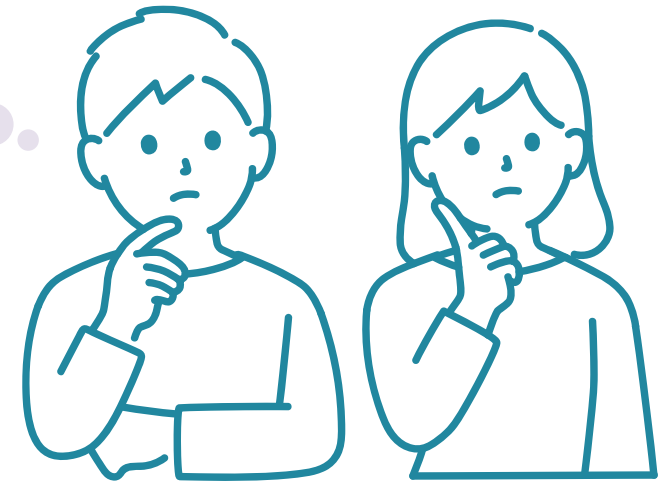
病気になったら  
どうしよう

結婚や育児、  
介護はどうなるのかな？

貯蓄や保険って  
何を選べばいい？

お得な情報が  
あるのかなあ

そもそも共済会って  
何？



# 三越伊勢丹グループ共済会 事業目的

本会は、会員相互扶助の精神により、**会員とその家族の生涯福祉の安定と向上**への総合的なサービス事業を、会員を構成する三越伊勢丹グループ各企業と三越伊勢丹グループ労働組合が相協力し推進することを目的とします。

## 共済会事業

### 1.総合生涯共済事業

#### 全員加入

医療共済・生命共済(L会員のみ)  
団体長期障害所得補償(60歳までのL会員のみ)  
※任意で上乗せ可能(L/S会員)  
UAゼンセン共済制度※一部任意加入あり

任意加入 セイフティープラン/60歳以降積立型医療共済(L会員のみ)

### 2.共済給付事業

各種お祝い/死亡弔慰金・弔電・供花  
育児・介護補助

### 3.共済融資事業

共済融資制度(L会員のみ)  
持株担保融資制度

### 4.OB事業

OB・OG共済会

### 5.文化・健康・余暇増進事業

ベネフィット・ステーション  
契約保養施設・各種レジャー

### 6.各種相談窓口

ファイナンシャル相談  
法律/葬儀の相談

※詳細は制度内容のご案内をご参照ください。

# 会費拠出の流れについて

三越伊勢丹グループ共済会は、三越伊勢丹グループの所属企業と三越伊勢丹グループ労働組合の会費拠出によって運営されている、従業員の福利厚生を目的とした組織で、**その運営は三越伊勢丹グループ労働組合が行っています。**



ISETAN MITSUKOSHI HOLDINGS

三越伊勢丹グループ各企業

会社拠出金  
L会員 2,535円  
(60歳以上は、1,520円)  
S会員 1,120円

非組合員拠出金  
非組合員は基準内賃金の1%

基準内賃金の1.2%



三越伊勢丹グループ労働組合

L会員 620円  
S会員 435円



ISETAN MITSUKOSHI GROUP KYOSAIKAI

三越伊勢丹グループ共済会

事業運営

L会員:月給制社員

S会員:時給制社員



# 会費拠出の流れについて



ISETAN MITSUKOSHI HOLDINGS

三越伊勢丹グループ各企業



ISETAN MITSUKOSHI GROUP KYOSAIKAI

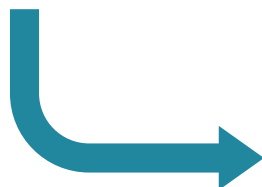
三越伊勢丹グループ共済会



支給明細
共済会諸費用
2,535

給与明細

控除明細
共済会諸費用
2,535



L会員 2,535円  
(60歳以上は、1,520円)  
S会員 1,120円

# 病気やケガをしてしまった場合

会社をお休みする必要のある場合は、まずは所属に連絡を入れましょう。  
※通勤中・業務中に発生した場合は労災に該当する場合があります

## ①病気・ケガによるお休みについて

- ✓ 連休各休(半期分)→ストック有休(傷病)→年次有給休暇(付与の古い順)→ 連休各休(半期分)→その後、病気欠勤
- ✓ 有休の取得は本人の意思によるため、本人が取得を希望しない場合は、最初から 病気欠勤も可能
- ✓ 従業員が「ストック有休(傷病)」を取得する場合は、診断書の提出が必要です。

※承認ワークフローから申請を行います。詳細はポータルサイト→業務ポータル→人事関連ポータルで検索

## ②傷病休職制度とは？

- ✓ 病気欠勤期間**6カ月経過**→**7カ月目より人事統括部人事キャリア部付傷病休職**
- ✓ 傷病休職期間は**2年間** →期間満了後は退職
- ✓ 有休を全て取得し、給与の支払いがなされなくなった場合、「傷病手当金」が健康保険組合より支給。
- ✓ 休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が支給され、期間は1年6か月間。

※2022年に導入された短時間勤務制度は療養目的でも使用可能です

### 病気やケガをした時に給付

⇒医療共済制度(全員加入)(P6参照)+任意加入の制度有(P7~11参照)

### 病気やケガで長期間働けない時に給付

⇒団体長期障害所得補償制度(60歳までのL会員は全員加入)+任意加入の制度があります(※任意加入はS会員も加入可 P8参照 )

※今後紹介される共済会の制度も基本的には申請が必要です。上記のページ数は「制度内容のご案内」に記載されているページ数となります。

# 結婚をする場合

結婚が決まったら、まずは所属(上司)に報告を入れましょう。  
氏名・住所・扶養などの変更がないかを確認しましょう。

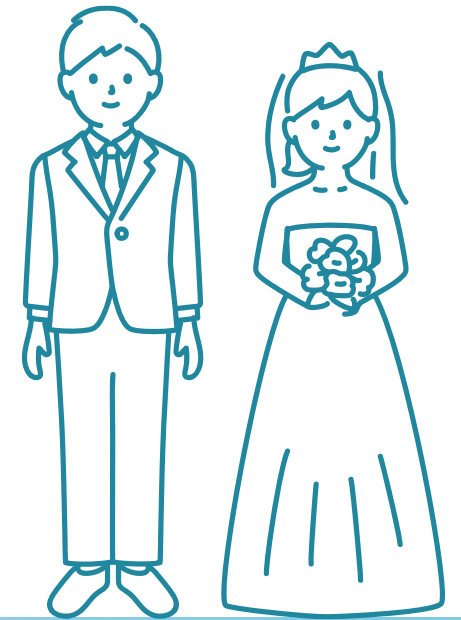
## ①慶弔休暇制度(結婚休暇)について

- ✓ 本人が結婚するとき⇒挙式日、入籍日、新婚旅行のいずれかを含む連続7日以内(取得期間は入籍日より1年以内)
- ✓ 子が結婚するとき⇒挙式日を含む前後連続2日以内
- ✓ 兄弟姉妹(姻族を含まず)が結婚するとき⇒挙式当日

※承認ワークフローから申請。人事関連ポータル→ライフイベント→「結婚するとき」で検索

## ②諸々の変更について

- ✓ 名字、住所、電話番号等、結婚に伴い変更が必要な事が発生しますが、
- ✓ 申請については承認ワークフロー「結婚届」で届出する手続きをご参照ください。



ご本人が結婚された時にお祝い金の制度があります。  
L会員:45,000円/S会員:30,000円 (P5参照)

# 子供が生まれる場合

妊娠がわかったら、まずは所属(上司)に相談を入れましょう。

## ①産前産後休暇制度について

✓ 産前:8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内→但し本人の請求による

✓ 産後:8週間を経過しない女性には、休暇を与え、就業させない

※但し、産後6週間を経過し、本人希望及び医師が支障がないと認めた業務には就業可。

※休暇中は賃金の支給はなし。但し健康保険組合より、賃金の3分の2相当が支給され、社会保険の資格は継続

## ②育児休職制度について

✓ 妊娠もしくは育児のために休業を申請した場合は、利用可

✓ 期間は子が満4歳に達する月の末日とし、最長、1子につき3年に達する月の末日まで

※上記に関わらず、つわり等で就業困難な場合は、利用可

※休職中は、賃金・賞与の支給なし。但し雇用保険より育児休業給付金(一定額)の支給され、社会保険の資格は継続

※人事関連ポータル→ライフイベント→「出産・育児に関する申請をしたいとき」で検索

共済会会員本人または配偶者が出産したときにお祝い金の制度があります。

L・S会員 30,000円(P5参照)

# 家族の介護が必要な場合

家族の介護が必要になってきたら、まずは行政に相談を入れましょう。  
休暇が必要な場合は所属(上司)に報告しましょう。

## ①介護休職制度について

期間は、1対象家族につき通算して365日迄とし、分割取得も可

※休業期間中は休職とし、賃金・賞与は支給しないが、社会保険の資格は継続

※業務ポータル→人事関連ポータル→ライフイベント→「家族の介護が必要になったとき」で検索

## ②介護勤務制度について

✓ 所定労働時間の短縮または所定労働日数を低減して勤務ができる制度

✓ 期間は、1対象家族につき最短1ヶ月、通算3年まで

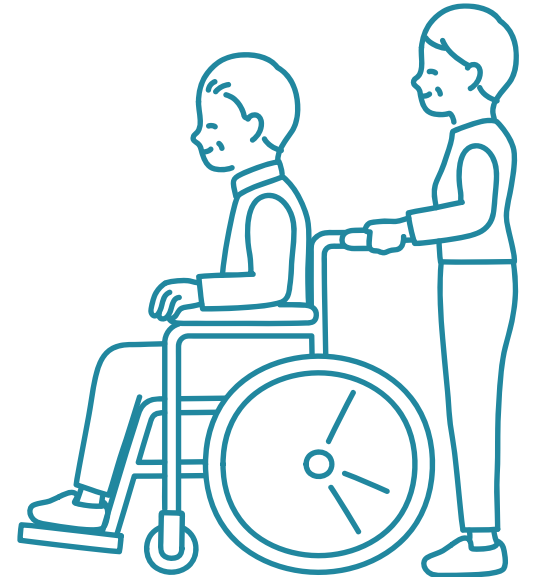
(※通算期間を超過者は短時間勤務制度を利用し最長5年延長することが可能です。)

✓ 勤務時間短縮は、5時間、6時間、7時間勤務の所定のパターンの中から選択

✓ 原則として時間外勤務および休日勤務は不可。また賃金は、実働時間分を支給

## ③その他の申請について

ストック有休制度を活用可 ※最長連続230日まで



介護保険が適用された費用の一部を補助する制度があります。

共済会会員本人の同居家族(2親等以内)が居宅もしくは通所での介護サービス(介護保険適用)を利用した場合、その費用の一部を補助します。(P18参照)

# 転居をする場合

転居が決まったら、まずは所属(上司)に報告を入れましょう。  
通勤のルートの変更がないかなどを確認しましょう。

## ①住所の変更について

- ✓ 住所変更届 ※住民票を添える
- ✓ 通勤費支給申請書(変更)

※承認ワークフローから申請を行います。業務ポータル→人事関連ポータル→ライフイベント→「転居するとき」で検索

## ②諸々の変更について

- ✓ 財産形成貯蓄変更届(財形貯蓄を行っている方のみ)
- ✓ 社員総合口座住所変更届(社員総合口座を行っている方のみ)
- ✓ 国民年金第3号被保険者住所変更届(配偶者を扶養している方のみ)

※業務ポータル→人事関連ポータル→ライフイベント→「転居するとき」で検索



L会員のみ

住宅関連融資として200万円を上限とした融資を受けることができます。(P20参照)  
※勤続年数・雇用形態により上限は異なります。

# 災害に見舞われた場合

災害に遭い出勤が困難な場合、まずは所属に報告を入れましょう。  
通勤のルートの変更がないかなどを確認しましょう。

## ①災害休暇制度について

- ✓ 本人の現住する家屋が全半焼、全半壊、流失等の災害を受けた場合  
世帯主の場合：連続7日以内／世帯主でない場合：連続5日以内
- ✓ 本人の現住する家屋の一部が焼失、破壊または床上浸水等した場合  
世帯主の場合：連続5日以内／世帯主でない場合：連続3日以内
- ✓ 本人の実家である家屋が全半焼、全半壊、流失等の災害を受けた場合  
連続3日以内

## ②諸々の変更について

災害に伴い、転居や通勤ルートが変更になった場合は、申請が必要です。

※承認ワークフローから申請。人事関連ポータル→ライブイベント→「転居するとき」で検索



本人の居住する住居が、地震や火事、風水害などで被害を被ったときに、損壊した家屋の状態に応じてお見舞金が 給付されます。(P14参照)また、限度額200万までの災害融資制度もあります。(P20参照)

※L会員のみ、勤続年数・雇用形態により上限は異なります。

# 死亡について【家族】

ご家族が亡くなられた場合、まずは所属(上司)に報告を入れましょう。

## ①慶弔休暇制度(忌引休暇)について

- ✓ 本人の父母(養父母を含む)、配偶者、子  
死亡日、通夜、告別式、初七日のいずれかを含む前後連続7日以内
- ✓ 配偶者の父母  
死亡日、通夜、告別式、初七日のいずれかを含む前後連続5日以内 ※本人または配偶者が喪主の場合7日
- ✓ 本人の祖父母、本人の兄弟姉妹、子の配偶者、孫、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹  
死亡日、通夜、告別式、初七日のいずれかを含む前後連続3日以内 ※本人または配偶者が喪主の場合5日以内
- ✓ 本人の伯叔父母、本人の甥・姪、本人の兄弟姉妹の配偶者  
死亡日、通夜、告別式、初七日のいずれか1日 ※本人または配偶者が喪主の場合連続3日以内

※承認ワークフローから申請。人事関連ポータル→ライフイベント→「家族が亡くなったとき」で検索

共済会からは、**死亡共済給付金**((配偶者・子女・父母の場合)、  
UAゼンセンからは、**死亡弔慰金**(配偶者、子女の場合)が給付されます。(P12-13参照)

# 死亡について【本人】

ご本人が亡くなられた場合、ご家族より速やかに会社に連絡が必要となります。  
また、ご遺族に対して共済会より以下の通り給付金が支払われます。

①死亡共済給付金：L会員50,000円 S会員35,000円

②生命共済 死亡給付金：L会員(60歳まで)700万円

③UAゼンセン 死亡弔慰金：600万円

③は、配偶者や扶養家族がいる場合は、次の通り加算されます。

✓ 配偶者がいる場合 200万円

✓ 配偶者を除く扶養家族 1 人につき 100万円

※ただし配偶者を除く扶養家族は 2 人が上限。(P12-13参照)

# お金について

## 〈全員対象〉社内の貯蓄制度について

※申請は、人事関連ポータル→資産形成で検索

●財形貯蓄 ※各積立に加入できます ⇒積立金は給与・賞与について1,000円単位(天引き)

	一般財形貯蓄	財形住宅貯蓄	財形年金貯蓄
目的	自由	住宅購入・リフォーム	老後への貯金
対象者	勤労者	満55歳未満の勤労者	
積立期間	3年以上	5年以上	
税制優遇	特になし	元利合計550万まで非課税で貯蓄可能	

- ・貯蓄の種類と方法(貯蓄型・保険型)を選択
- ・住宅購入の際に財形貯蓄を元本に独立行政法人から低金利融資を受けることができる。
- ・住宅財形と年金財形は利息に対し非課税扱い  
※ただし目的外の解約の場合は課税対象

●社員総合口座貯蓄

・定期預金はスーパー定期の店頭表示利率に年0.2%上乘せ  
⇒積立金は給与・賞与について1,000円単位(天引き)

●従業員持株会

- ・長期的な資産形成と経営参加意識を高めるため
- ・毎月一定額(3,000円以上で1,000円単位)を給与天引き
- ・会社から奨励金として15%上乘せされます
- ・株主優待カードで食品を含む100円(税抜)以上の買い物が10%引きに
- ・共済会から低利(年利0.5%)の持株担保融資が受けられる
- ・詳細は人事関連ポータルサイト⇒資産形成にて確認

任意加入

UAゼンセン 年金共済・積立共済(L会員・S会員:P15参照)  
共済融資制度(L会員:P20参照)  
持株担保融資・ろうきん融資(L会員・S会員:P21参照)

融資制度

# 老後の備えについて①

## 〈社員対象〉退職一時金について

- ・退職一時金は勤続3年以上の従業員に対し、退職月の翌月末に支払われます。  
(ポイントの積み立て期間は4年目から定年までです)
- ・役割に応じ月毎にポイントが支給され、その累計で支給額が決定します。
- ・積立ポイントは会社から送られてくる給与明細WEBにて定期的に確認することができます。

## 【豆知識】退職金と所得控除について

- ・退職所得は税負担の軽くなるような配慮があります。  
退職所得は以下の式で算出できます。

$$(\text{収入金額(源泉徴収される前の金額)} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 = \text{退職所得の金額}$$

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、たとえ1日でも1年として計算します  
※計算式によって計算した金額が80万円未満の場合は、退職所得控除額は80万円になります

- ・確定拠出年金は、掛金が全額所得控除の対象になるほか、運用益も全額非課税となります

# 老後の備えについて②

## 〈社員・メイト社員対象〉確定拠出年金について

- ・会社が拠出した掛金を個人が選んだ方法で資産運用し、将来年金として受け取ります。
- ※社員の拠出額は給与により変動します。メイト社員は5,000円/月の拠出額です。・制度加入時(入社時)に前払い選択も可能です。
- ・会社ではなく個人が資産運用のリスクを負い、運用実績により個人の受給額が変動します
- ・勤続3年未満で退職した場合、掛金は会社に返還されます。
- ・**確定拠出年金(DC)マッチング拠出制度導入**がされています。

会社



	特徴	メリット・デメリット
貯蓄型	元本確保型商品 ・貯めることを重視	○安全性が高い △大きくは増えない
投資型	投資信託 ・殖やすことを重視	○元本よりも増える可能性あり △元本割れする可能性も

・様々なプランから自身で選択

・自身でWEBにて運用を月毎に選択  
・継続的な管理・確認が増やすポイント

任意加入

OB・OG共済会(L会員・S会員:P23参照)  
60歳以降積立型医療共済制度(L会員:P22参照)  
任意加入 生命共済制度(L会員:P22参照)

注意: 定年以外の事由で退職した場合は使えない

共済会